

## 令和8年第5回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和8年5月19日付を以って、同5月28日午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第5回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

### 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名人の選任について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 現況確認証明願（非農地証明）について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第6号 鹿嶋市地域計画の変更について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地改良届について

報告第4号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第6号 農用地利用集積等促進計画の認可について

出席委員（13名）

1番	出頭勝美君	2番	笹本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	7番	橋本正君
8番	今村太一君	10番	笠貫順一君
11番	野口嘉徳君	12番	大川喜美君
14番	桐澤いづみ君	15番	田口茂君
16番	谷田川延秀君		

欠席委員（1名）

13番 日向寺正志君

事務局職員出席者（4名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局主幹	飯塚亮輔
事務局主幹	出頭隆一

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	寺下暢彦
--------	------

## 会 議 の 経 過

(開会 午後3時01分)

議 長 ただいまの出席委員は、13名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和8年第5回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日の欠席委員でございますが、13番日向寺正志君より欠席する旨、届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。

最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

12番大川喜美君、15番田口茂君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程3、議案第1号ないし議案第6号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局員出頭隆一君。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号1についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事

由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター3台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機5台、粃摺り機1台、光選別機1台、農作業に従事する日数は年間250日、農地の所有につきましては、自作地約347アール、借入地約2423アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号1谷原地内案件について、11番野口嘉徳君にお願いします。

11番 11番野口です。5月24日に現地調査をしてまいりました。ただいま事務局より説明がございましたが、地目現況は水田となっておりますが、盛土されておりまして私の記憶ではずっと畑を作っていたように思います。先ほど作付けはありませんでしたと説明を受けましたが、本人と確認を取りまして本当に作付けできるのかと聞きました。それはちょっとした手続きのミスでニラか甘藷を作りたいと変更をお願いしたいとのことでした。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告についてご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号1については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は砂利採取の一時転用でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。施設概要ですが、面積は農地4,175平方メートルで、掘削する深さは10メートルであり、採取する掘削量は、砂15,435立方メートル、表土が10,590立方メートルとなっています。埋立土砂については銚田市中居地内の土砂を搬入する計画です。被害防除ですが、防護柵、危険標示等の設置、定時始業、終業時巡回を行う計画です。また、雨水は敷地内の採取池に流入させ、境界沿いの表土はよく締め固めて築堤として使用する計画です。他法令等の調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書、砂利採取事業に伴う大型車両通行に係る道路使用許可書の写しが添付されております。砂利採取については、令和8年4月17日付け茨城県鹿行県民センターへ提出した砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

続きまして番号2について、転用目的は砂利採取事業に伴う臨時通路の一時転用でございます。なお、こちらは先ほどの番号1の砂利採取事業に付随するものです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書砂利採取事業に伴う大型車両通行に係る道路使用許可書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

続きまして番号3について、転用目的は自己用住宅でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付が添付されております。

す。資金計画としましては、全額住宅ローンによる借入を計画しており、取引先金融機関の住宅ローン事前審査結果のお知らせが添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年4月30日付けで除外されております。

続きまして番号4について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。なお、こちらの案件は通常の低圧連系ではなく、高圧連系による産業用太陽光発電設備に分類される案件でございます。しかしながら、1,000キロワット以上の出力ではありませんのでメガソーラーではありません。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、茨城県の「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づき、令和8年2月19日付けで鹿嶋市環境政策課に事業概要書の提出がされております。ほか、「東京電力パワーグリッド株式会社」より接続契約のご案内及び小売電気事業者「東京電力エナジーパートナー株式会社」との電力受給契約書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年4月30日付けで除外されております。

続きまして番号5について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、「東京電力エナジーパートナー株式会社」との電力受給契約申込書及び「東京電力パワーグリッド株式会社」より託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年4月30日付けで除外されております。

最後に番号6について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、また、「東京電力パワーグリッド株式会社」より託送供給の承諾のお知らせ、系統連系受電サービス料金のご案内が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年4月30日付けで除外されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

7番橋本正君。

7番 はい、橋本です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、5月18日月曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、笠貫委員そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主幹の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号6につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」番号1ないし番号6については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1でございます。目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の期間が令和7年6月3日から令和8年6月2日までとなっておりますが、1年間で埋め戻しが終わらなかったため、認可日から令和9年6月2日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市施設管理課へ提出の大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び令和8年3月27日付けで受付されております茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」写しが添付されております。農地部分の砂利採取計画については申請時から変更ありません。その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。

続きまして番号2でございます。目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の期間が令和7年7月29日から令和8年6月29日までとなっておりますが、製品の出荷減少等により土砂の搬入が予定どおり進まなかったため、認可日から令和9年6月29日まで期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市施設管理課へ提出の大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び令和8年4月17日付けで受付されております茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」写しが添付されております。農地部分の砂利採取計画については申請時から変更ありません。その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

7番橋本正君。

7番 はい、7番橋本です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事

業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号2につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」番号1及び番号2については、申請のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「現況確認証明（願非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局員出頭隆一君。

事務局 議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします。

番号1についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化区域の農地で、平成6年頃から事務所用地として利用されておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、建築年平成6年の家屋が記載された「家屋登記全部事項証明書」が添付されております。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地

調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

7 番橋本正君。

7 番 はい、7 番橋本正です。議案第 4 号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号 1 につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第 4 号については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第 4 号「現況確認証明願（非農地証明）番号 1 については、願い出のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和 8 年 5 月 11 日付け、鹿嶋市長田口伸一より「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 2 項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長寺下暢彦君

議長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

今回につきましては、賃借期間6年から10年の土地のみとなります。まず新規ですが、田について26筆45,013平方メートル、畑について2筆2,631平方メートル、合計28筆47,644平方メートルとなっております。次に再設定ですが、まず田について41筆53,873平方メートル、畑につきましては無となっております、合計41筆の53,873平方メートルとなっております。これら新規と再設定の合計ですが、田につきましては合計67筆98,886平方メートル、畑につきましては合計2筆の2,631平方メートル、合わせて69筆101,517平方メートルとなっております。

26ページをお開き願います。今議案におきまして利用権設定されている田の面積についてですが、対象区域の地目について、登記上は田となっておりますが、清水地区賃借者の●●●氏に関しまして、現在はその登記地目の形状のまま転作が行われているのが実態でございます。具体的には、水田にける稲作ではなく、乾田直播による稲作や転作による大豆、甘藷の作付け等に供されております。一見すると畑のようになっておりますが、促進計画上は地目に基づき田として集計されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

7番 はい、議長。

議長 7番橋本正君。

7番 はい、7番橋本です。質問ではないのですが、皆さんにお願いがあります。よく推進委員さんが農業委員があまり動いていないと言ってるので、一緒に行動する必要はないと思います。私も実際担当地区大久保推進委員と歩いたことはありません。ただし私は情報、私が知っている人、あるいは再設定、

新規に関して集積・集約ということを見ると今までの人に再設定してもら  
うよりも新たにその地域で担い手になっている人と新たな契約してもらい  
たいと話しています。そのまま再設定をしてしまうと現況のままなんです。  
集積や集約にはまったくありません。できましたら再設定の時は自分の  
地域内の集積ができる人に貸してもらえればありがたいということだけ地  
権者の皆様をお願いしています。一応よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 意見ということでよろしいでしょうか。

7 番 はい。

議 長 ほかにご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19  
条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）」は、原案のと  
おり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「鹿嶋市地域計画の変更について」を付議いたします。

農林水産課に説明を求めます。

課長寺下暢彦君。

課 長 議案第6号「鹿嶋市地域計画の変更について」ご説明いたします。

今回変更される地域計画の変更は、記載の4地区となります。計画変更の  
内容は、区域内面積の変更となります。まず、鹿島3区ですが、田0.01  
ヘクタールを減少し、区域内面積を315.3ヘクタールに変更となります。  
変更する理由につきましては、地区におきまして農地転用の事案が生じたた  
めでございます。29ページをお開き願います。鹿島3地区におきましては  
分家住宅敷地が転用目的となっております。

次に大野3地区ですが、畑0.11ヘクタールを減少し、区域内面積を2  
31.0ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、こち  
らも地区にいて農地転用の事案が生じたためでございます。29ページをお  
開き願います。大野3地区におきまして太陽光発電施設が転用目的となっ  
ております。

次に大野4地区ですが、畑0.92ヘクタールを減少し、区域内面積を303.1ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、こちらも地区において農地転用の事案が生じたためでございます。29ページをお開き願います。大野4地区におきましても同様に太陽光発電施設が転用目的となっております。

次に大野6地区ですが、田0.11ヘクタール、畑0.47ヘクタールを減少し、区域内面積を248.8ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、こちらも同様に農地転用の事案が生じたためでございます。29ページをお開き願います。大野6地区におきましても同様に太陽光発電施設が転用目的となっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

異議なしと認め、議案6号「鹿嶋市地域計画の変更について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 ここで飯島課長補佐より発言があります。

課長補佐 議案第2号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案第2号番号1ないし番号2及び番号4でございます。こちらの方ですが、単一事業による転用面積が30アールを超えておりますことから、改正農地法第5条第3項において準用する農地法第4条第5項の規定に基づきまして、一般社団法人茨城県農業会議の常設審議会の意見を聴取するためそちらへ付議することを改めて補足説明させていただきます。失礼いたしました。

議長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第6号についてであります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、ないし報告第6号「農用地利用集積等促進計画の認可について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

この報告について、ご意見ご質問はありませんか。

議長 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年第5回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時34分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員会 会長

---

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

---

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

---